

写

2 東監発第 6 号  
令和 2 年 6 月 1 日

東 村 山 市 長	渡 部 尚 様
東村山市教育委員会教育長	村 木 尚 生 様
東村山市選挙管理委員会委員長	櫻 井 貞 男 様
東村山市議会議長	熊 木 敏 己 様

東村山市監査委員	赤 木 盛 一
東村山市監査委員	土 田 士 朗
東村山市監査委員	伊 藤 真 一

#### 令和元年度第 3 回定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

# 定期監査結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

## 第2 監査の対象

対象所管課	議会事務局、選挙管理委員会事務局、教育部社会教育課、図書館
監査の範囲	平成31年4月1日から令和2年2月29日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

## 第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点とした。

- (1) 収入事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (2) 予算の執行は適正に行われているか
- (3) 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (4) 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか
- (5) 郵券の受払い、管理は適切に行われているか
- (6) その他 財務及び事務事業に関する必要事項

## 第4 監査の主な実施内容

対象所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

なお、政務活動費に関する事務については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、議選監査委員は除斥とした。

## 第5 監査の実施場所及び日程

期間：令和2年3月2日から令和2年5月26日まで

実施内容	実施場所	日 程
実 査	対象所管課	令和2年4月6日、7日
説明聴取	監 査 室	令和2年5月14日
講 評	監 査 室	令和2年5月26日

## 第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

### 議会事務局

#### 1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

#### 2 意見・要望事項

議長車運転業務委託の報告において「運転日誌」の稼働時間と「運行状況報告書」の業務時間が異なるものがあった。委託事業者と共通認識により業務がなされるよう仕様書を見直し適切に行われたい。

### 選挙管理委員会事務局

#### 1 指摘事項

文書管理（収受・発送）について

文書の登録については、文書管理規程第3条の4において「収受し、又は発信する文書、起案文書及び供覧文書は、各課において、その日付、件名等の指定された事項を、文書管理システムに登録しなければならない。」と定められているが、試査した文書において回答が必要な相手方の発番のある文書に収受登録がなされていなかった。文書管理規程に基づき、適切に行われたい。

#### 2 意見・要望事項

##### (1) 支払い遅延について

4月及び7月に執行された選挙事務の支払い及び精算の遅延が7件あった。事業執行後は速やかに処理を行うよう出納管理を確実にし、適切に会計事務を執行されたい。

##### (2) 郵券管理について

普通郵便で可能と思われるものもレターパックで送付しているものがあつた。緊急性や情報管理の観点から通常料金より高い方法で郵送することは理解できる。しかし通常の郵送でも可能と思われるものは経済性も考慮し郵送を行うものとする。経済性、効率性、有効性を考慮し基準を整理し事務を進められたい。

## 社会教育課

### 1 指摘事項

#### (1) 白州山の家使用料の免除・減額について

未就学児の使用料を免除・減額する際に、書面による確認がなされていなかった。今後は、適切な事務処理をなされたい。

#### (2) 契約関係書類について

契約書に約款の添付漏れがあった。契約事務規則に沿った適切な事務処理をなされたい。

### 2 意見・要望事項

白州山の家におけるキャンプファイヤー実施時には、峡北広域行政事務組合消防本部の管轄署長へあらかじめ届出が必要であるが、キャンプファイヤー場の利用の申し出をした申請者に対し届出の必要性について周知がなされていなかった。キャンプファイヤー場の利用の申し出がなされた際は、キャンプファイヤーの実施予定を確認し、必要であれば届出の必要性について周知徹底を行うとともにその届出が適切になされているかを確認されたい。

## 図書館

### 1 指摘事項

図書館電子複写機使用料（コピー代）及び図書紛失代金納入金の取扱いについて

管理マニュアルに従い手続がなされているが、一部、会計事務規則と違った処理が見受けられた。図書紛失代金納入金において、会計事務規則99条における「現金出納簿」が備えられていなかった。会計事務規則と整合性をとり公金管理マニュアルの整理をなされたい。